

## 平成28年度税制改正

### ～住宅ローン控除等について一定の要件のもと 非居住者の取得等も適用可能～

平成28年度税制改正により、住宅ローン控除等の適用範囲が拡大されました。  
この改正の概要についてお知らせいたします。

#### 住宅ローン控除等の適用範囲の拡大

##### <対象となる住宅取得等に係る特例>

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の次に掲げる措置について、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合について適用できるとされました。

- ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ③既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑤認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除等

たとえば住宅ローン控除の場合、海外勤務者が帰国後を見込んで非居住者期間中に国内の住宅を取得したときは、特例の対象外とされてきましたが、今回の改正により、帰国後に居住し、かつ、現行の住宅ローン控除の要件を満たせば、特例の適用を受けることができます。

##### <適用時期>

この改正は、平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合について適用されます。